4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　令和２年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑥　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○・○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

ただし、２②による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「九州管区警察学校（Ｒ２）外設計業務○○・○○設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和２年９月17日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

ただし、２②による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和２年９月17日

厚生労働省労働基準局

労災保険業務課長　石丸　哲治

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　名称及び数量　労働基準行政システムの法令改正等（監督・安全衛生関係）に係る改修業務一式（令和３年度）

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和２年10月８日午前10時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省労働基準局労災保険業務課システム計画第二係　電話03―3920―3311　内線366、367、336

3　仕様書案の交付

郵送又は電子メールにて仕様書案等を交付する。

郵送での交付を希望する場合は、返信用封筒と担当者の連絡先が分かる物（名刺等）を同封のうえ上記２⑵の宛先まで送付すること。

電子メールでの交付を希望する場合は、厚生労働省ホームページに公表されている本意見招請記載のメールアドレスに電子メールにて交付希望の旨連絡すること。

交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は送付者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。

交付期間　令和２年９月17日から同年10月７日まで

4　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be required : Repair work of the Labour Standards Information Management System etc, 1 set.

⑶　Time-limit for the submission of comments : 10 : 00 AM, October 8, 2020

⑷　Contact point for the notice : System Planning engagement, Worker's Compensation Operation Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii, Nerima-ku, Tokyo 177―0044 Japan, TEL 03―3920―3311 ext. 366, 367, 336

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和２年９月17日

株式会社ゆうちょ銀行

常務執行役　福岡　伸博

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

○第１号（№１）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　窓口タブレットシステムで利用するモバイルWi-Fiルータ端末及び通信サービスの提供の委託

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和２年10月８日午前10時必着（原則、郵送とする。）

⑵　提出先　〒100―8793 東京都千代田区大手町２丁目３番１号　株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部（契約担当）担当　花澤　洋一　電話03―3477―1710

3　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Outsourcing of provision of mobile Wi-Fi router terminals and communication lines for the Teller Tablet System

⑶　Time limit for the submission of Comments : AM 10 : 00　8 October 2020

⑷　Contact point for the notice : Youichi Hanazawa, General Affairs Department, Corporate Administration Division, JAPAN POST BANK Co., Ltd. Otemachi Place Westtower 2―3―1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100―8793, Japan. TEL 03―3477―1710